

育英館大学と北海道南富良野高等学校との連携・協力に関する協定書

育英館大学(以下「甲」という。)及び北海道南富良野高等学校(以下「乙」という。)
は、相互に教育連携及び協力をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙との教育連携及び協力のもと、相互の人的及び知的資源の交流
または活用を図り、教育事業の展開、高大接続・連携事業の推進に寄与することを目的と
する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携し、協力
するものとする。

- (1) 教育事業の活用及び展開に関する事項
- (2) 高大接続・連携によるキャリア教育、修学、入学支援に関する事項
- (3) その他甲及び乙が協議し、必要と認める事項

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有
効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙からの申し入れがないときには、さらに1年間
継続するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、甲及び乙との連携及び協力に関し必要な事項につい
ては、両者協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各自1通を保有するも
のとする。

令和4年7月26日

(甲) 北海道稚内市若葉台1丁目2290番地28 (乙) 北海道空知郡南富良野町字幾寅1853番地2

育英館大学

学長

松尾英孝



北海道南富良野高等学校

校長

能登啓鬼

